



今月の解説①

企業価値担保権の法的構造と登記実務

司法書士法人F&Partners 代表社員・司法書士 松原 大知

わが国の融資実務は、長年にわたり不動産担保や個人保証に依存してきた。その結果、有形資産に乏しいスタートアップ企業や中小企業は、優れた技術力や成長性を有していても資金調達が困難となる場面が少なくなかった。このような課題を踏まえ、不動産担保や個人保証に依存しない融資を促進するため、「事業性融資の推進等に関する法律」（以下、「法」または「推進法」という）が制定され、その中核として無形資産を含む事業全体を担保とする「企業価値担保権」が創設された。

本稿では、2026年5月25日の施行および企業価値担保登記規則の制定を踏まえ、企業価値担保権の概要と登記実務上の留意点について解説する。

一 事業性融資の推進と企業価値担保権の創設

1 推進法の目的と融資慣行の是正

推進法1条が明確に掲げるとおり、本法の目的は、不動産を目的とする担保権または個人を保証人とする保証契約等に依存

した従来の融資慣行の是正を図ることにある。

これにより、会社の事業に必要な資金の調達等の円滑化を図り、会社の事業の継続および成長発展を支え、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目指している。従来のバランスシート中心、あるいは有形資産の処分価値に依拠した「バランズシート・レンディング」から脱却し、企業の将来性や収益力に着目した資金供給の枠組みを法的に裏付けることが、本制度創設の最大の狙いである。

2 事業性評価と伴走型金融の重要性

事業性融資では、不動産などの有形資産だけでなく、ノウハウ、顧客基盤、ブランド力といった無形資産や、将来生み出されるキャッシュフローを含む企業価値を適切に評価することが求められる。そのため、貸し手は資金供給にとどまらず、借り手の事業や経営状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善や伴走支援を行うことが重要となる。一方、借り手も事業計画や経営状況を適時かつ誠実に開示

改正マネロンガイドライン・FAQにみる 今後の金融犯罪対策（下）

のぞみ総合法律事務所 弁護士 山田 真吾

上編（前号12頁）では、2026年3月31日に公表された「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下、「マネロンGL」という）の改正趣旨および改正部分を概説した。本稿（下編）でとりあげる「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）」（以下、「FAQ」または「FAQ改正」という）は、マネロンGL本文の理解を補う文書であるが、今回の改正により、その重要性はいっそう高まったといえる。

その理由は、大きく2つある。第一に、マネロンGLから「対応が期待される事項」が削除さ

れ、従来その中に置かれていた多くの内容が、関連する「対応が求められる事項」のFAQに移されたことである。

第二に、預貯金口座等の不正利用、本人確認書類の偽造、非対面取引におけるなりすまし、モニタリング検知後の取引制限等、金融犯罪対策に直結する実務上の論点がFAQにおいて具体化されたことである。

FAQは、法令そのものではない。しかし、改正後のマネロンGLにおいて、金融庁が「対応が求められる事項」やモニタリングのあり方等についての考え方を示す文書等を作成・公表し、金融機関等はこれらにも留意する必要がある旨が明確化さ

れたことを踏まえると、FAQは当局との対話における重要な参照文書となる。したがって、金融機関等は、FAQの文言を形式的に読むだけではなく、自社のリスク、業務、商品・サービス、顧客属性、非対面チャネル、委託先管理等との関係で、実務にどのように落とし込むかを検討する必要がある。

本稿では、FAQ改正のうち、特に金融犯罪対策との関係で重要な事項を中心に解説する。なお、本稿は、筆者が現在ないし過去所属していた組織の見解を示すものではなく、あくまでも一個人としての見解であることをお断りしておく。

一 FAQ改正の位置づけ

1 FAQの役割の変化

従来のFAQは、マネロンGLの「対応が求められる事項」および「対応が期待される事項」の解釈を補う役割を担っていた。今回の改正では、マネロンGLから「対応が期待される事項」が削除されたため、FAQの定義集におけるマネロンGLの説明からも「対応が期待される事項」の文言が削除され、I-4における「対応が期待される事項」の基準を問うQ&Aも削除された。

これにより、マネロンGL上

譲渡制限特約付債権の担保活用と中小企業金融（上） 過去の融資事務を振り返って

経済法令研究会講師

高橋 恒夫



はじめに

銀行等の金融機関の主たる使命は、中小企業金融等の金融の円滑化であるが、金融にはもともと様々なリスクを伴うものであるところ、特に中小企業等の弱い利用者の立場に立つて適切なリスク管理のもとで信用供与を行うべきものである。

ところで、債権の譲渡制限特約の多くは、強い立場の大企業等の債務者と弱い立場の中小企業等の債権者との間で締結されるところ、多くの中小企業者が有している譲渡制限特約付債権を担保取得しても、弁済を拒まれる可能性があるので担保不適

格とされている。しかし、弁済拒否の可能性はごく限られた局面で発生するかもしれないという程度のもので考えられ、むしろそのリスクを容認して担保として活用すべきではないかと筆者は考えている。しかし、発生する確率がきわめて低いと思われるリスクにもかかわらず大半の金融機関は動こうとしない。

他方、金融機関がこれまで行ってきた融資事務を振り返ると、金融機関の優越的立場を反映した債権保全等が当然のこととして行われてきた経緯がある。例えば、①過剰ともいえる債権保全、②法令による新制度について、トラブルに巻き込ま

れるリスクを理由に業界では取り扱うべきではないとされたケース、③銀行の優越的立場を反映した融資事務、などが挙げられるが、民法改正を経て譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行を前にした今

なお譲渡制限特約付債権の担保取得につき、弁済拒否のリスクを背景に、担保としての適格性を欠くとすることは、従来の行きすぎた対応と同様のものといえるのではないだろうか。

本稿は上・下編と分け、本号においては、過去の融資事務の慣行を振り返りたい。

一 過去の融資事務

1 過剰ともいえる債権保全事例

(1) 火災保険担保

1980年代の多くの金融機関は、建物に抵当権の設定を受ける際には、建物への火災保険に質権の設定を受け、第三者對抗要件を備えることが債権保全上当然のこととしていた。担保建物が焼失した場合の保全策として、火災保険担保が不可欠と考えたためである。

しかし、そもそも保険金は災害復興のための資金であり、これを金融機関の債権保全のための担保とすることは復興の芽を摘むことにもなりかねず、行き